

須恵町生活支援商品券を送付しています

☎ 総務課 新型コロナウイルス対策室 ☎ 932-1151 (内線251)

新型コロナウイルス感染症が消費に与える影響を緩和し家計を支援するため、須恵町生活支援商品券を7月(町内各世帯の世帯主宛)と、11月(65歳以上の高齢者宛)にそれぞれゆうパックで送付しています。

その際に、ご不在などでお渡しができなかった商品券は、須恵町役場で保管しております。まだ受け取られていない人は、お早目に受け取りをお願いします。

- ▶ 受取場所 須恵町役場 2階
新型コロナウイルス対策室
- ▶ 受取可能時間 9時から17時まで
※土曜・日曜・祝日・夜間役場は除く。
- ▶ 必要書類
 - ◆ 対象者本人がお越しになる場合
 - ・対象者の本人確認ができる身分証明書
 - ◆ 対象者以外がお越しになる場合
 - ・対象者からの委任状
(須恵町のホームページからダウンロードできます。)
同一世帯の人でも委任状が必要となります。
 - ・代理人の本人確認ができる身分証明書
- ※ 対象者とは、全世帯対象分であれば『世帯主』、高齢者対象分であれば『高齢者本人』です。
- ※ 再送はできません。窓口交付のみとなります。

本人確認ができる身分証明書について

商品券交付時の本人確認ができる身分証明書は下記のとおりとなります。

- 1) 官公署発行の顔写真付きの身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード・写真付き住民基本台帳カード・パスポートなど)のいずれか1点
- 2) 1)の身分証明書をいずれもお持ちでない人は、健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳などの氏名が記載されているものから2点以上

小規模事業者応援給付金の申請について

☎ 総務課 新型コロナウイルス対策室 ☎ 932-1151 (内線251)

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、売上高が著しく減少した事業者を応援する小規模事業者応援給付金の申請締切が迫っています。申請がまだお済でない事業者の皆さんは手続きをお願いします。

- ▶ 申請締切 1月31日(日)まで(当日消印有効)

水道管の凍結にご注意ください

☎ 上下水道課 ☎ 932-1445 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線236)

寒さが厳しくなると水道管が凍結、破裂する恐れがあります。

凍結しやすい水道管

- ・露出している水道管
- ・風当たりの強い場所にある水道管
- ・家の北側など太陽の当たらない場所にある水道管

水道管の凍結を防ぐには

- ・露出している水道管には、保温材や布切れなどを巻いて直接冷たい空気に触れないようにしてください。(保温材はホームセンターなどで売っています。)
- ・蛇口から糸状程度に、少し水を出したままにしてください。

※この場合の水道料金は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

水道管が凍結して水が出ない時は

- ・自然に溶けるのを待つか、蛇口を開けタオルをあてて、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。水道管を叩いたり急にあつい湯をかけると、水道管が破裂しますのでご注意ください。
- ・凍結してしまった時のために、やかんや風呂の浴槽などに汲み置き水を用意しておく役に立ちます。

水道管が破裂してしまった時は

まず、メーターボックス内にあるバルブを閉めて、須恵町指定水道工事店へ修理を依頼してください。水道メーターから宅内側の修理は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

「ふくおか都市圏まちづくりプラン」原案への意見を募集します

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線346)

福岡都市圏の17市町で構成する福岡都市圏広域行政推進協議会で、令和3～12年度を計画期間とした福岡都市圏のまちづくりの指針となる「ふくおか都市圏まちづくりプラン」原案への意見を募集します。

- ▶ 書類提出期間 1月29日(金)まで
- ▶ 閲覧・配布場所 福岡都市圏ホームページ または須恵町役場 3階 まちづくり課
- ▶ 提出方法 郵送・FAXまたは電子メールで提出してください(当日消印有効)。持参の場合は上記閲覧・配布場所で受け付けます。

※様式は自由ですが、必ず「ふくおか都市圏まちづくりプラン」原案についての意見であること、住所・氏名を記載してください。

☎ 福岡都市圏広域行政推進協議会事務局
☎ 711-4085 FAX 733-5582
✉ f-toshiken@city.fukuoka.lg.jp

要介護認定による障害者控除対象者認定書について

☎ 福祉課 ☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線125)

本人または扶養している人が65歳以上で、介護保険の要介護認定者の場合は、福祉課が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

所得税・住民税の申告の際は、事前に福祉課で認定書の交付を受けてください。

- ▶ 対象者 令和2年12月31日時点で65歳以上で、介護保険の要介護1から5の認定を受けている人
- ※ 要支援認定の人は対象になりません。
- ※ 証明書発行には日数がかかります。
- ※ 障害者手帳などをお持ちの人は、手帳を提示して控除を受けることができます。
- ▶ 持ってくる物 印鑑、介護保険被保険者証
- ※ 代理申請者は、身分を証明する免許証などが必要です。

令和3年度 配食サービス事業者募集

☎ 福祉課 ☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線125)

高齢者などに対して、手渡しでお弁当を配達する配食サービス事業者を募集します。

- ▶ 受付期間 1月5日(火)～18日(月)
9時～12時 13時～17時
- ▶ 業務期間 令和3年4月1日(木)～
令和4年3月31日(木)
- ▶ 申請方法 指定様式(福祉課窓口で配布)を1部提出
- ※ ホームページからもダウンロードできます。
- ▶ 提出先 福祉課 高齢者福祉係

ほたるの湯再開のお知らせ

☎ 福祉課 ☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線127)

休館しておりましたほたるの湯は、令和3年1月13日(水)より再開予定です。詳しくは須恵町役場ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※ 諸事情により再開を延期する場合があります。

高齢者を対象とした医療制度説明会を中止します

☎ 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線116)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の説明会を中止します。

対象となる説明会

- ・70歳到達予定者のための医療制度説明会
- ・後期高齢者医療制度説明会

▶ 日にち 1月25日(月)

▶ 対象者

- 70歳到達予定者のための医療制度説明会
(国民健康保険加入者のみ)
- 昭和26年1月2日～昭和26年2月1日生まれの人
- 後期高齢者医療説明会
- 昭和21年2月1日～昭和21年2月28日生まれの人

マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの人へ 住民票などのコンビニ交付サービス停止期間のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線111)

システムメンテナンスのため、次の日程で各証明書のコンビニ交付サービスおよび本籍地利用登録申請サービスを一時停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ コンビニ交付サービス停止期間
 - 令和3年1月19日(火)6時30分～23時まで
 - 令和3年2月9日(火)6時30分～
令和3年2月10日(水)23時まで
 - 令和3年2月27日(土)6時30分～
令和3年2月28日(日)23時まで
- ▶ 対象となる証明書および申請サービス
 - 住民票の写し
 - 印鑑登録証明書
 - 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
 - 戸籍附票の写し
 - 戸籍の本籍地利用登録申請

